

工作物等の主な景観形成ルール

工作物等の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更について、良好な景観形成のための工作物等の形態、意匠又は色彩等に係る制限（ルール）を定めます。

次のような工作物等を主な届出対象とします

- ・煙突、高架水槽、観覧車等の遊戯施設
- ・コンクリートプラント等これに類する製造施設
- ・石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設
- ・污水处理施設、ゴミ処理施設等の処理施設
- ・リフト、ケーブルカー等の移動施設 等

主な景観形成のルール

- ・天橋立や山並みへの眺望や隣接する沿道景観の連続性に配慮した施設配置、形態とする。
- ・施設の外観は、山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。

開発行為、木竹の伐採、土石等の堆積等についても一定規模以上の行為を届出対象とし、景観形成のルールを定めます。

屋外広告物の設置に関する方針

景観計画区域において眺望景観に対する重要な配慮を要する屋外広告物について、その表示及び掲出物件の設置に関する方針を定めます。なお、具体的な規制は屋外広告物法に基づき定めます。

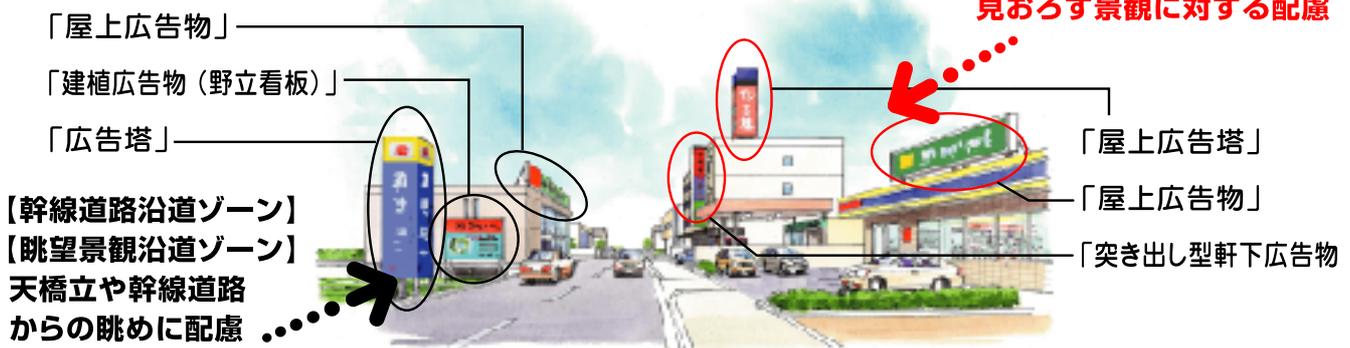
俯瞰景観重点ゾーンにおいて配慮すべきこと

- ・天橋立とまち並みに調和した趣ある見おろす景観を保全するため、「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」などの設置を行わないよう努める。

幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーンにおいて配慮すべきこと

- ・天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの豊かな眺望景観を保全するために、眺望を阻害する可能性の高い「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」などの設置を行わないよう努める。

～このような屋外広告物を対象とします～



お知らせ

- 「天橋立周辺景観まちづくり計画（中間案）」に対する府民の皆様の御意見や御提案を募集します。
- 募集期間 平成19年11月5日（月）から平成19年12月4日（火）まで
- お問い合わせ及び資料の配付は、次の機関で行っています。
京都府 土木建築部都市計画課 電話：075-414-5327
京都府 丹後土木事務所 企画調整室 電話：0772-22-2143
宮津市建設室 電話：0772-22-2121 与謝野町建設課 電話：0772-46-3267
また、京都府都市計画課ホームページでも御覧いただけます
アドレス：<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/keikan.html>